

# 農林水産省新ガイドラインによる表示

## 特別栽培米

節減対象農薬：十日町地域比 8 割減

化学肥料(窒素成分)：十日町地域比 10 割減

栽培責任者 魚沼農業協同組合 十日町基幹営農センター  
住所 新潟県十日町市高田町六丁目618  
連絡先 025-757-1573

確認責任者 魚沼農業協同組合 川西営農センター  
住所 新潟県十日町市上野甲194  
連絡先 025-768-3322

精米確認者 魚沼農業協同組合 川西営農センター  
住所 新潟県十日町市上野甲194  
連絡先 025-768-3322

## 節減対象農薬の使用状況

使用資材名	用途	使用回数
テフリルトリオン	除草	1回
プロピリスルフロン	除草	1回
ジノテフラン	殺虫	1回

## 新潟県認証特別栽培農産物

節減対象農薬の使用回数(成分回数)

3回	・ 一般的な栽培	19回
	・ 県認証基準	9回以下

化学肥料の使用量(窒素成分)

0.00kg/10a	・ 一般的な栽培	7.5kg/10a
	・ 県認証基準	3.7kg以下/10a

※ 栽培責任者、確認責任者、農薬等資材使用状況は上記ガイドライン表示のとおり

県認証番号

J24045

新潟県ホームページ <http://www.niigata-ninshou.jp/>